

豊田市区デジタル活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、自治区デジタル活用支援事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、自治区活動のうち先進的なデジタル活用に要する費用を補助することにより、自治区のデジタル技術を使った取組を推進するとともに、基礎的コミュニティとしての自治区の育成を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、デジタル技術を活用した新たな取組を実施しようとする自治区とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う次の各号に掲げるものとする。

- (1) ホームページ新規作製事業
- (2) 電子回覧板の導入事業
- (3) オンライン会議システムの導入事業
- (4) 区民向けスマートフォン・パソコン勉強会実施事業
- (5) その他市長が適当であると認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費とする。

(補助金額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の全額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は20万円を限度とする。

(端数処理)

第7条 補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助事業実施前に自治区デジタル活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し又は事業内容及び事業費がわかる資料
- (2) その他市長及び区長会長が必要と認める書類

(申請等の特例)

第9条 補助事業者は次の各号に掲げる申請等については、あいち電子申請・届出システムにより行うことができる。

- (1) 前条に規定する交付申請

- (2) 第10条第1項に規定する交付決定前着手承認申請
- (3) 第12条第1項に規定する変更等承認申請
- (4) 第14条第1項に規定する実績報告
- (5) 第15条第3項に規定する概算払申請
- (6) 第17条第1項に規定する備品台帳
- (7) 第17条第5項に規定する備品処分承認申請

2 前項の規定により同項各号の申請等がなされたときは、当該電子的記録は当該書類とみなす。

(交付決定前着手)

第10条 補助事業者は、交付決定前に事業を実施しようとするときは、自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定前着手承認申請書（様式第2号。以下「交付決定前着手承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、交付決定前着手承認申請書が提出されたときは内容を審査し、適当と認めるときは交付決定前着手を承認し、自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定前着手承認通知書（様式第3号）により、補助事業者に通知しなければならない。

3 前項の規定により承認された補助事業者の補助金の対象となる期間は、自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定前着手承認通知書の承認日を始期とする。

4 前3項の規定により交付決定前着手が承認された場合でも、市長が補助事業に該当しないと決定した場合は、補助の対象とならない。

(交付の決定)

第11条 市長は、第8条の規定により補助金の交付の申請があったときは、区長会の意見を踏まえ、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(計画の変更)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助事業の計画変更（廃止及び中止を含む。）をする場合は、直ちに市長に自治区デジタル活用支援事業計画変更等承認申請書（様式第5号。以下「承認申請書」という。）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 承認申請書には、必要に応じて第8条各号に掲げる書類を添付するものとする。

3 市長は、承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第13条 市長は、前条第3項の規定により当該補助金の交付の決定を変更したときは、自治区デジタル活用支援事業補助金変更等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、自治区デジ

タル活用支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）により、次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業内容の実施がわかる書類
 - (2) 領収書の写し等、事業実施に要した経費を証明できる書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (額の確定及び交付)

第15条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治区デジタル活用支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知した後に、請求に基づき当該額を交付するものとする。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項に規定する概算払を必要とする場合は、自治区デジタル活用支援事業補助金概算払申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助事業を廃止したとき。
- (3) 補助事業に関する申請、報告等について不正な行為があったとき。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業を完了したときは、補助事業で取得した備品（以下「財産」という。）について、自治区活動備品台帳を整備しなければならない。

2 補助事業者は、当該補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

(検査)

第18条 市長は、補助事業執行適正を期するため、補助事業者に必要な報告を求めることができる。

2 市長は、前項の報告に基づき帳簿等関係書類及び財産の管理状況を検査することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

様式第 1 号 (第 8 条関係)

年 月 日

豊田市長 様

(取扱い:)

(申請者) 所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金交付申請書

年度において自治区デジタル活用支援事業を実施したいので、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 , 0 0 0 円

2 補助事業の目的

.....

.....

.....

3 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	備 考
市 補 助 金		
自治区負担金		
合 計		

(2) 支出の部

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

4 事業計画書

実施場所	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容を具体的に 記入してください。	

注意 次の書類のいずれかを添付してください。

- 見積書の写し（消費税を含み、当該見積金額が1者10万円以上となる場合は、同一型番のもので2者以上の見積書の写し）
- 事業内容及び事業費がわかる資料

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定前着手承認申請書

豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定前着手の承認を申請します。

なお、補助対象とならなかった場合は、自治区の負担で事業を実施します。

記

交付決定前着手を必要とする理由

.....

.....

.....

自治区名
自治区長名 様

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定前着手承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった 年度自治区デジタル活用支援事業補助金の交付決定前着手について、下記のとおり承認しましたので、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

1 承認の内容

交付決定前着手を認めます。なお、補助対象とならなかった場合は、自治区の負担で事業を実施してください。

2 承認の理由

自治区名
自治区長名 様

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度自治区デジタル活用支援事業補助金について、下記のとおり交付することを決定しましたので、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

補助金の額 金 円

- 注意
- 1 決定の内容については、添付の査定書を参照してください。
 - 2 補助事業の計画を変更（廃止及び中止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
 - 3 この補助金は、自治区のデジタル技術を使った取組に対するものであり、用途等が不相当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

査定書

自治区

1 事業費の内訳

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

2 補助金額の算出

事業費 × 10/10 (千円未満切捨て)	円
補助限度額	200,000円
補助額	円

3 補助金交付の条件や意見

4 補助対象外事業の理由

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区デジタル活用支援事業計画変更等承認申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治区デジタル活用支援事業について、計画を変更したいので、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請額の変更

変更前	変更後
円	円

2 変更等の理由

.....

.....

.....

3 変更収支予算書

(1) 収入の部

区 分	変更前① (円)	変更後② (円)	増減② - ① (円)
市 補 助 金			
自治区負担金			
合 計			

(2) 支出の部 (※変更後の内容)

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

4 変更事業計画書 (変更した項目のみ、記入してください。)

実施場所	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容を具体的に 記入してください。	

注意 次の書類のいずれかを添付してください。

- 見積書の写し
- 事業内容及び事業費がわかる資料

自治区名
自治区長名 様

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金変更等決定通知書

年 月 日付け豊 発第 号で通知した自治区デジタル活用支援事業補助金の□交付決定（□変更決定）について、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり変更します。

年 月 日

豊田市長



記

補助金の額

変更前	変更後
円	円

- 注意
- 1 決定の内容については、添付の変更査定書を参照してください。
 - 2 補助事業の計画を再度変更（廃止及び中止を含む。）する場合は、直ちに市長の承認を受けてください。
 - 3 この補助金は、自治区のデジタル技術を使った取組に対するものであり、用途等が不相当であると認めるときは、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

変更査定書

自治区

1 事業費の内訳

内 訳	金 額 (円・税込)	備 考
合 計		

2 補助金額の算出

事業費 × 10/10 (千円未満切捨て)	円
補助限度額	200,000円
補助額	円

3 補助金交付の条件や意見

4 補助対象外事業の理由

年 月 日

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた 年
度自治区デジタル活用支援事業を完了したので、豊田市自治区デジタル活用支援事
業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 収支予算書

（1）収入の部

区 分	金 額（円）	備 考
市 補 助 金		
自治区負担金		
合 計		

（2）支出の部

内 訳	金 額（円・税込）	備 考
合 計		

2 事業報告書及び事業成果

実施場所	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業内容	
事業成果・今後の課題	

注意 次の書類の添付等をしてください。

- 事業内容の実施がわかる写真の添付
- 領収書の写し等、事業実施に要した経費を証明できる書類の添付
- 備品購入がある場合は自治区備品台帳への追加（書類提出は不要）

自治区名
自治区長名 様

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度自治区デジタル活用支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、豊田市自治区デジタル活用支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

年 月 日

豊田市長



記

1 補助事業名 自治区デジタル活用支援事業

2 補助金の額 金 円

3 変更の内容（※交付決定額から変更がある場合のみ）

区分	変更前	変更後
事業費	円	円
補助金の額	円	円

豊田市長 様

（取扱い： ）

（申請者）所在地

自治区名

自治区長名

年度 自治区デジタル活用支援事業補助金概算払申請書

年 月 日付け豊 発第 号で□交付決定（□変更決定）を受けた自治区デジタル活用支援事業について、下記のとおり概算払を申請します。

記

1 補助金の額等

補助金交付決定額	, 0 0 0 円
概算払申請額	円

2 概算払を必要とする理由

	一部の事業実施に当たり、自己資金が足りないため（必要経費分のみ）
	自己資金がなく、事業実施することができないため（全額）
	その他（ ）

注意 次の書類を添付してください。

自治区から豊田市宛の請求書（豊田市様式）